

岩手県後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る事業者選定審査会設置要領

(平成 26 年 7 月 1 日 広域連合長決裁)

(設置)

第 1 岩手県後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係るプロポーザルによる提案書（以下「提案書」という。）の審査を公正に行うため、岩手県後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌)

第 2 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 提案書の審査及び最優先交渉権者の選定に関すること。
- (2) その他前号に関し必要な事項

(組織)

第 3 審査会は、岩手県後期高齢者医療広域連合事務局職員をもって組織する。

(会長及び職務代理者)

第 4 審査会に会長 1 人を置き、審査員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する審査員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、審査員の過半数の出席がなければ、審査会を開催することができない。
- 3 審査会は、その審査のため必要と認めたときは、当該事項に係る事務を所掌する職員に対し、その出席及び資料の提出を求めることができる。

(選定方法)

第 6 公募型プロポーザルによる優先交渉権者の選定は、次のとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザルによる提案は、別表 1（岩手県後期高齢者医療広域連合ジェネリック医薬品利用差額通知等業務委託に係る公募型プロポーザル評価採点表）（以下「採点表」という。）に定める選定基準に基づき評価し、最高得点者を本業務に適した最優先交渉権者として選定する。
- (2) ヒアリングが必要な場合は、日時、場所、留意事項等について別途通知する。
- (3) 選考結果については、提案書提出者全員に通知する。

(評価方法)

第 7 公募型プロポーザルによる提案の評価については、次のとおりとする。

- (1) 審査員は、公募型プロポーザル参加業者の企画提案について、採点表により、評価を行う。
- (2) 事務局はすべての評価終了後、採点表を回収し、審査員の評価結果を集計する。

(3) 事務局は、審査員の評価結果を次に基づき集計し、評価点数の合計点が高いものから総合順位をつける。

(4) 審査会は、総合順位を確認し、総合順位第1位を最優先交渉権者として選定する。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9 審査会の庶務は、岩手県後期高齢者医療広域連合事務局業務課において処理する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。